

下松市民憲章実践者表彰規程

(趣旨)

第1条 この規定は、心豊かな人情あふれる住みよいまちづくりのため、下松市民憲章の精神（こころ）をもって、市民憲章実践5項目について積極的に活動・実践している個人又は団体（以下「実践者」という。）の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(表彰)

第2条 実践者の表彰は、下松市民憲章推進協議会（以下「推進協議会」という。）が行い、表彰状及び記念品を贈呈する。

(表彰の対象者)

第3条 表彰の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) きまりを守り、助け合い、安全・健康・便利・快適な生活のできる明るいまちづくりにつとめている個人及び団体（きまりを守り 明るいまちをつくる）
- (2) 花や緑などの自然を愛護し、美しいまちづくりにつとめている個人及び団体（花や緑を愛し 美しいまちをつくる）
- (3) 積極的に健康・体力づくりに励み、健全な社会環境づくりにつとめている個人及び団体（スポーツに親しみ 健やかなまちをつくる）
- (4) 日常生活において、創造的、探求的に自己の充実や社会の発展のために豊かな環境をつくることにつとめている個人及び団体（生産に励み 豊かなまちをつくる）
- (5) 青少年の健全育成や家庭・社会教育の充実につとめている個人及び団体（若い力を育て 伸びゆくまちをつくる）

(選考)

第4条 実践者の選考は、推進協議会加盟団体及び市内団体・事業者並びに一般市民等の推薦に基づき、推進協議会常任委員会が行う。

(表彰の回数)

第5条 表彰は、年1回行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は推進協議会が定める。

附 則

この規程は、令和3年10月5日から施行する。